

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.29

内閣府

税制優遇

(開始年度)平成27年度

支援の名称	地方拠点強化税制
制度の趣旨・背景	安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度です。
制度の内容	<p>1. 拡充型：地方において本社機能を拡充する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス減税 建物等の取得価額に対し、特別償却 15%、税額控除 4% ・雇用促進税制の特例 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除（ただし、法人全体の増加雇用者数を上限） ①法人全体の雇用者増加率が 10%以上の場合は 1人あたり 最大60万円* ②法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合は 1人あたり 最大30万円* <p>(※) 転勤者及び非正規雇用者は減額</p> <p>2. 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス減税 建物等の取得価額に対し特別償却 25%、税額控除 7% ・雇用促進税制の特例 ①当該特定業務施設の当期増加雇用者 1人あたり最大90万円*を税額控除 ②①のうち 30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 ③②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用 <p>(※) 転勤者及び非正規雇用者は減額</p>
対象となる方	<p>■オフィス減税 対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物 取得価額：2,000万円以上（中小企業者 1,000万円以上）</p> <p>■雇用促進税制の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人（中小企業者 2人）以上増加 ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等
問い合わせ先など	<p>経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 TEL：03-3501-0645</p> <p>厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 TEL：03-3502-6770</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点強化税制のご案内 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html

企業の地方拠点強化を推進する特例措置について

制度の概要

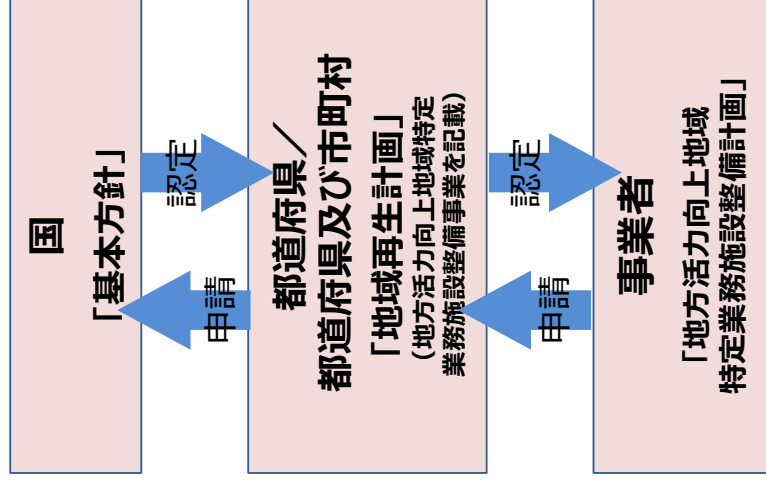
安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域（※）において本社の機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

（※）三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定

① 移転型事業…東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業

② 拡充型事業…地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業

事業スキーム



特例措置の概要

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除（選択的適用）

（措置内容）特別償却15%、税額控除4%（移転型事業の場合は特別償却25%、税額控除7%）

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が特定業務施設において新たに雇入れた従業員等に係る税額控除※1

（措置内容）増加雇用者1人当たり最大60万円※2（注）の税額控除（移転型事業の場合は最大90万円※3）

※1 平成28年度から所得拡大促進税制との併用可能

※2 法人全体の雇用増加率10%未満の場合は1人当たり最大30万円（注）を税額控除

※3 移転型事業の場合に上乗せされる30万円は雇用維持により最大3年間継続

（注）転勤者及び非正規雇用者は減額

○ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置

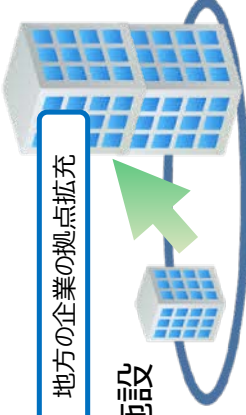
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税、事業税（移転を伴う場合のみ）又は不動産取得得税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

地方拠点強化税制について

拡充型事業 (含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方における企業の特定業務施設の整備 (本社機能) を支援



特定業務施設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門 (総務・人事・経理等) のいずれかのために使用されるもの
- ② 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

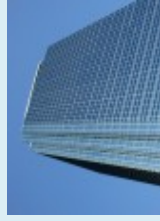
オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、
特別償却 15%又は税額控除 4%
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制 (特則)

- ① 増加雇用者 1 人当たり、最大 **60万円** (※) を税額控除
 - ② 法人全体の雇用増加率 10%未滿の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除
- (※) 転勤者及び非正規雇用者は減額

事例①



東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。

事例②

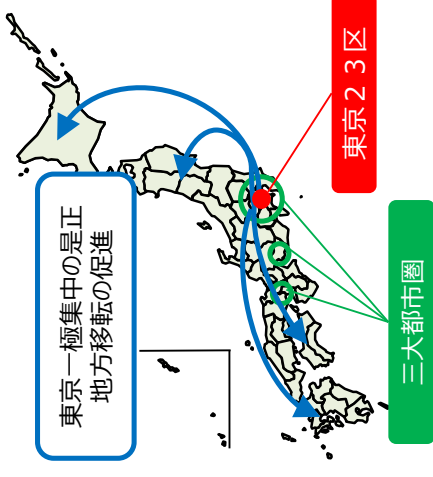


効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、地方の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から研究開発機能を移転。

研究所

移転型事業

東京23区からの移転の場合、拡充型事業よりも
支援措置を深掘り



東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区

三大都市圏

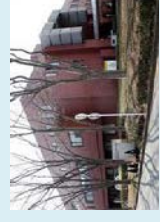
オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、
特別償却 25%又は税額控除 7%
(措置対象：建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制 (特則)

- ① 増加雇用者 1 人当たり、最大 **90万円** (※) を税額控除
 - ② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
 - ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用
- (※) 転勤者及び非正規雇用者は減額

事例③

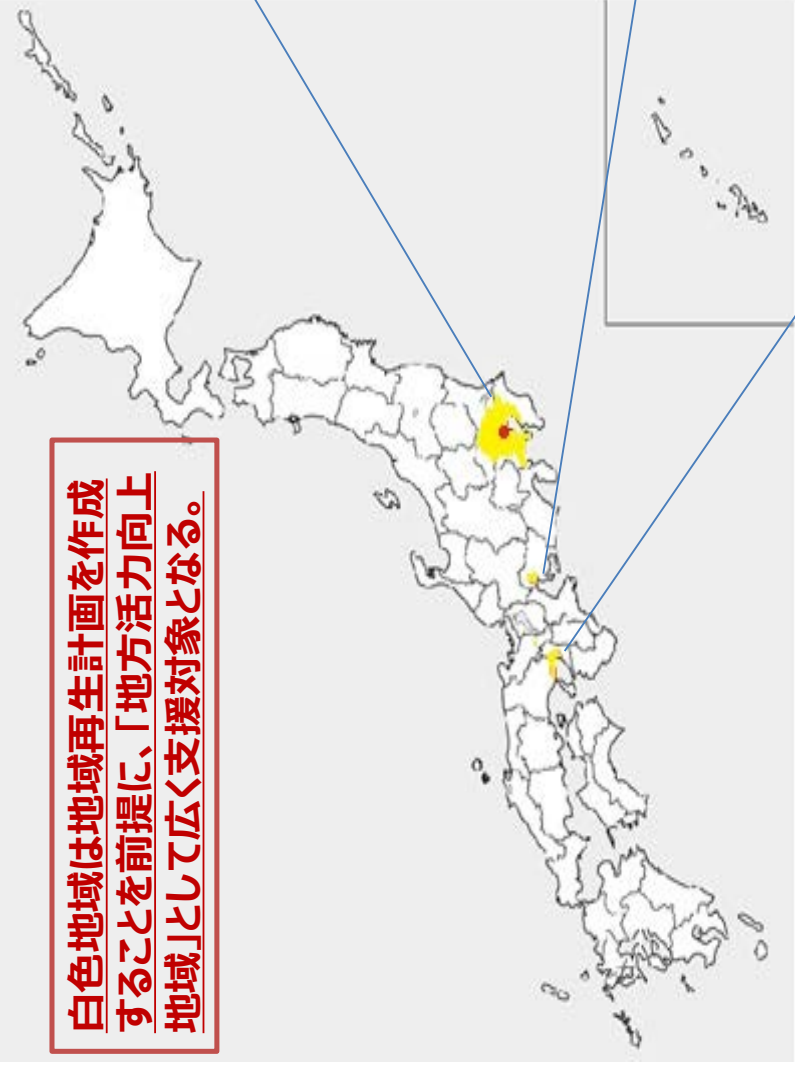
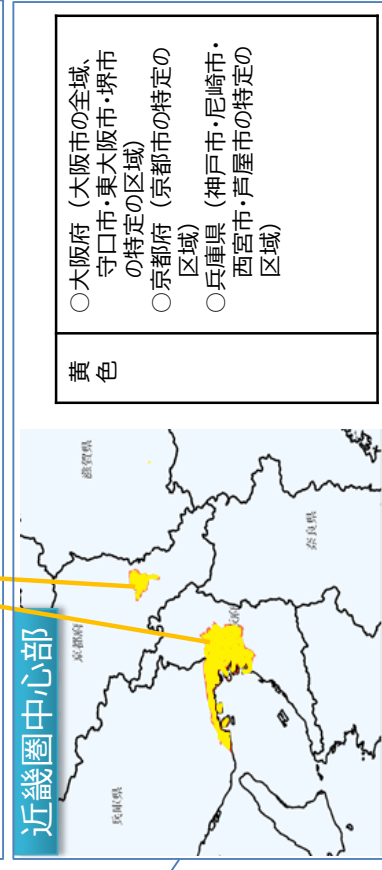
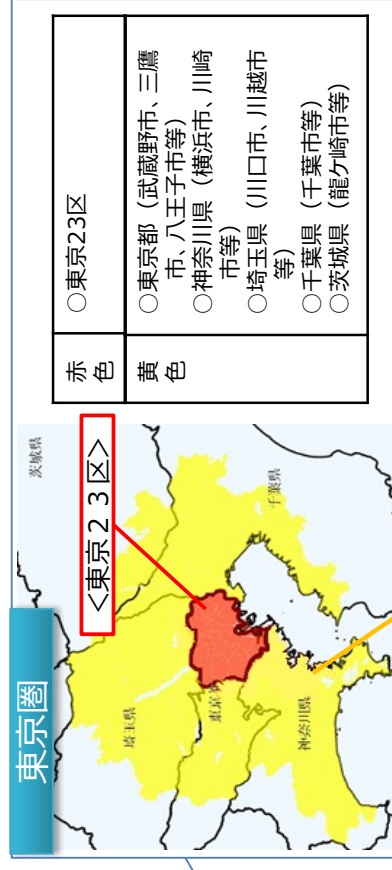


教育機能を含む全人的な人材育成を図るために、地方に総合研修施設を建設。

支援対象地域等について（法第5条第4項第5号、令第5、11条）

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

東京23区及び支援対象外地域



◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

- 黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。
 - 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯（既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域）
 - 近畿圏整備法で定める既成都市区域（産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域）
 - 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域等